



カナダの教育資金形成制度RESP

野村資本市場研究所

宮本 佐知子

している。本稿ではその概要を紹介したい。

1. はじめに

平成25年度税制改正により「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設された。これは、子や孫などへ教育資金を上限1,500万円まで一括贈与する場合、贈与税が非課税になるというもので、2013年4月から2015年末までの贈与に適用される。

家計の教育費負担を支援するような税制措置は主要国で導入されているが、カナダでは登録教育貯蓄プラン（Registered Education Savings Plans、以下RESP）が子どもの将来の高等教育費に備えるための制度として普及

〈目次〉

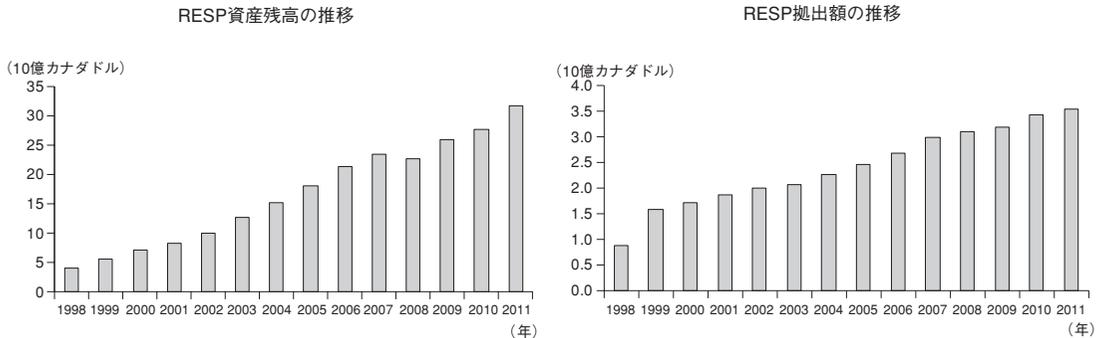
1. はじめに
2. 教育資金形成制度RESPとは
3. RESPの仕組み
4. RESPの取扱業者と事例
5. おわりに

2. 教育資金形成制度RESPとは

RESPとは、カナダ政府によって認可され、税制上の優遇措置が付与された、高等教育資金形成制度である。親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育費に備えるために利用されることが多く、利用者の所得制限がなく、政府給付金の付与や運用益の課税繰延など魅力も多いことから、広く利用されている制度である。

RESPは1974年にカナダ政府によって導入された。導入後しばらくは資産規模が伸び悩んでいたが、その後1990年代と2000年代に次々と導入された税制優遇措置によって拡大に弾みがついた。特に1998年には、政府給付金であるカナダ教育貯蓄助成金（Canada Education Savings Grant、以下CESG）が導入され、RESP口座へ家計が資金を拠出すると政府から給付金が付与されるようになった

(図表1) RESPの資産残高と年間拠出額の推移



(注) 政府給付金をRESP口座に受給した人のみを対象としている。
(出所) カナダ人材社会開発省 (HRSDC) “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

ことから、家計によるRESPの利用と早期拠出が促された。また、低所得層におけるRESP口座の利用を促すために、2004年にはカナダ学習給付金 (Canada Learning Bond、以下CLB) が導入され所得に応じた給付金が付与されることになり、さらに2005年には追加CESG (Additional CESG) が導入されCESGについても所得に応じて給付額が上乘せされることとなった。また拠出上限額についても、高等教育機関の授業料高騰に対応して1996年と2007年に引き上げられ、家計が利用しやすい制度へと改善された。因みにカナダの大学授業料 (公立と私立の加重平均) は、1990年代の10年間で2.4倍になり、その後も一貫して上昇が続き2012/13年度までの10年間でも1.5倍になっている。

このような制度改革を背景に、RESPの資産残高は過去10年間で3.2倍へと増加しており、金融危機を経ても資産残高の増加トレンド

は続いている (図表1)。2011年末の資産残高は316億カナダドル、年間拠出額は35億カナダドル、RESP口座への年間平均拠出額は1,453カナダドルである。

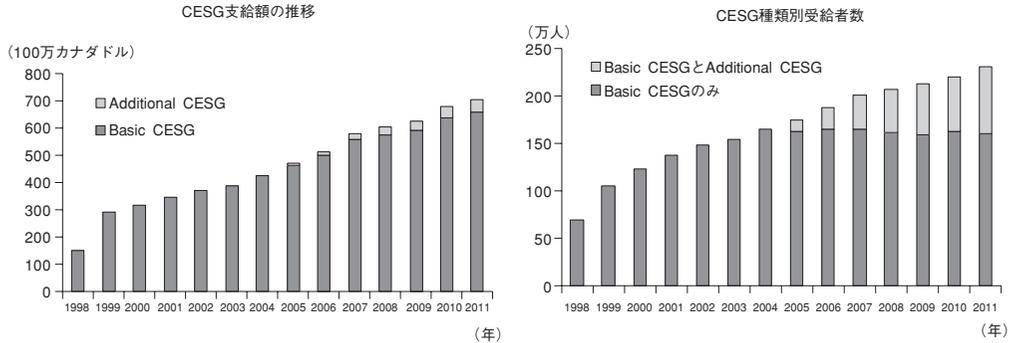
3. RESPの仕組み

RESPの仕組みは次の通りである。以下では資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を説明する。

(1) 資金拠出

RESPへの加入を希望する人は、RESP取扱業者 (RESP Promoter) として政府に登録された銀行や信用組合などの金融機関、認可ファイナンシャルプランナー、グループプラン・ディーラーを通じて、口座を開設することになる。口座開設の条件は、加入者と受益者がカナダ居住者であり、それぞれ社会保

(図表2) CESGの支給額と受給者数の推移



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

険番号を持っていることである。資金の拠出方法はプランによって異なるが、一括または定期的に資金を拠出することになる。年間の拠出額の上限はないが、1人の受益者に対する生涯拠出上限額は5万カナダドルである。1人の受益者のために複数のRESP口座を開設することはできるが、その場合でも拠出上限額は合計で5万カナダドルである。

RESP口座に対しては、カナダ政府と州政府の一部から、給付金が付与される。カナダ政府の給付金にはCESGとCLBがあり、それぞれ次のように定められている。

1) CESG

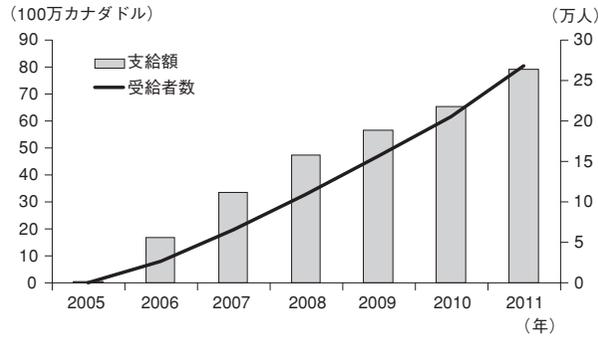
CESGには、基礎CESG (Basic CESG) と追加CESG (Additional CESG) がある。給付対象は、17歳以下の子である。基礎CESGは、家計が拠出した資金のうち年間2,500カナダドルまでに対して、世帯所得にかかわらず政府からその20%が給付されるというもので、最高500カナダドルがRESP口座へ給付

される。子1人に対する生涯給付額上限は、7,200カナダドルである。

追加CESGは、世帯所得が年間8万5,414カナダドル以下の子のRESP口座に対して給付される。世帯所得が4万2,707～8万5,414カナダドルであれば、拠出金額の最初の500カナダドルに対して10% (50カナダドル) 上乘せ、世帯所得が4万2,706カナダドル以下の場合には20% (100カナダドル) 上乘せされる。

カナダ政府の統計によると、2011年にはCESGが7億300万カナダドル給付され、そのうち6億5,800カナダドルが基礎CESGである (図表2)。受給者数は231万人、そのうち161万人は基礎CESGのみを受給している。CESG新規受給者は27.3万人であり、平均年齢は3.58歳である。また、2011年末時点でのCESG対象者692万人のうち、CESGを一度でも受給したことがある人は302万人であり、参加率は43.6%となっている。

(図表3) CLBの支給額と受給者数の推移



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

2) CLB

CLBは中程度以下の所得層に対して、子どもの将来の高等教育費のために早期からの貯蓄を奨励することを目的にした給付制度である。国民児童給付補足 (National Child Benefit Supplement; NCBS) の受給資格があれば、2004年1月1日以降に生まれた子に対して500カナダドルと、RESP口座開設料として25カナダドルが給付される。その後は子が15歳になるまで毎年100カナダドルが給付され、生涯給付上限額は2,000カナダドルである。給付金を受け取るためには、RESP口座を開設していることが条件になる。

2011年年間では、26万8,300人の子どもが7,902万カナダドルを受給した (図表3)。また、CLBを受給するためにRESP口座への拠出が必ずしも求められるわけではないが、CLB受給者の81.7%が拠出しており、拠出平均額は1,005カナダドルである。また、制度導入後の累計では、CLB受給者は38万6,925

人にのぼり、給付対象者の24.4%が受給したことになる。

3) 州政府

州政府の中にも、RESP口座に対して独自の給付を行い、家計を支援しているところがある。アルバータ州では、2005年以降に生まれた子のRESP口座に、州政府から500カナダドルが給付される。子が8歳・11歳・14歳に達した時、同州の学校か指定校に通学していれば、100カナダドルが追加給付される。またケベック州では、2007年2月21日から、上限2,500カナダドルまでのRESPへの年間拠出額に対し10%の還付可能な税額控除がある。中低所得世帯に対しては、RESPへの年間拠出の最初の500カナダドルに対し5%または10%が上乘せされる。

(2) 資金運用

RESP口座の所有者は加入者であり、加入者が運用先を選択する。RESP口座で資金を運用するプランとしては、①家族プラン、②個人プラン、③グループプランの三種類に大別される。いずれのプランにおいても、RESP口座で資金を運用する際、運用益は課税されずに繰り延べられる。

①家族プランでは、複数の受益者を指定できるが、受益者は加入者の血縁関係者(子、孫、兄弟姉妹など、養子も対象)に限られる。また受益者は、指名される時点で21歳未満でなくてはならない。

②個人プランでは、受益者は1人に限定されるが、血縁関係は問われない。年齢制限もなく、社会人が自分自身のために利用することもでき、入金額の変更も自由なものが多い。

①と②のプランは、銀行や信用組合、証券会社、投資信託の運用会社などが提供しており、加入者は金融機関の窓口等でアドバイスを得ながら、プランで提供される運用商品(預金、債券、Guaranteed Investment Certificate (GIC)、投資信託、株式)の中から資金運用先を選択することになる。

③グループプランは、受益者は1人に限定されるが、血縁関係は問われない。グループプランはグループ奨学金プランとも称され、非営利の財団や信託によって運営されており、プランを販売する営利会社が傘下にあることが多い。プラン加入者は、一定期間に定期的な拠出が求められる。同じ年に生まれた

子どもへの拠出金はまとめて運用されるが、その資金の管理・運用は(外部の)銀行や運用会社が担い、プランの指示によりカナダ国債などリスクの低い投資先で運用される。

(3) 資金引出

1) 高等教育資金として引き出す場合

RESP口座から高等教育資金として資金を引き出すには、受益者が適格な高等教育機関(注1)に入学していなければならない。加入者はRESP取扱業者に引出申請書と入学証明書を提出する必要があるが、使途を証明するための領収書は求められない。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示により資金が受益者に送付される。

引出額にも規定があり、新学期最初の13週以内では、政府給付金や運用益から最高5,000カナダドルを引き出すことができる。拠出元本(注2)からの引出や、13週以降の引出については、制限はない。

引出資金は受益者が自らの所得として申告するため、所得税率は大抵の場合、加入者の税率よりも低くなる。課税対象は、政府給付金と繰り延べられた運用益である、教育支援支払金(Educational Assistance Payment、以下EAP)であり、拠出元本は課税されない。仮に、受益者に指定されていた子が高等教育機関へ進学せずRESP口座資金を使用しない場合には、税制上の優遇措置を維持したまま受益者を兄弟姉妹へ変更することも可能である。

2) 高等教育資金以外の目的で引き出す場合

一定の条件を満たせば、高等教育資金以外の目的で引き出すこともできる。この場合、加入者は課税されずに拠出金を受け取れるが、政府給付金は原則として政府へ返還しなくてはならない。高等教育資金以外の目的で、RESPへの拠出金の運用益である、累積収入支払金 (Accumulated Income Payment、以下AIP) を引き出す場合は、加入者は以下の二つの方法で受け取ることができる。ただしその場合、最初にAIPが引出された年の翌年2月末までに、RESPを終了しなくてはならない。

①現金：受け取った年の加入者の所得として、所得税に加えて20%のペナルティ課税を払うことにより、現金で受け取ることができる。

②RRSPへの移管：加入者本人または配偶者の個人年金制度である、登録退職貯蓄プラン (Registered Retirement Savings Plan、以下RRSP) へ、生涯最高5万カナダドルまで移管することができる。この場合、所得税と20%のペナルティは課されない。

なお、受益者にEAPを受け取る資格がなく、加入者にAIPを受け取る資格がない場合は、加入者が指定したカナダ認定教育機関にAIPが支払われる。

■ 4. RESPの取扱業者と事例

RESP取扱業者別のRESP資産額シェアは図表4の通りである。最も大きなシェアを占めているのは、投資銀行・証券会社 (39.7%)

であり、次いでグループプラン (28.9%) である。また、図表5に示したRESP取扱業者別のCESGやCLBの給付シェアを見ると、CESG給付については、投資銀行・証券会社が占めるシェアがやや大きくなる (40.0%)。これに対しCLB給付については、投資銀行・証券会社が占めるシェアは小さくなり (31.9%)、グループプランが最大のシェアを占めるようになっている (37.9%)。

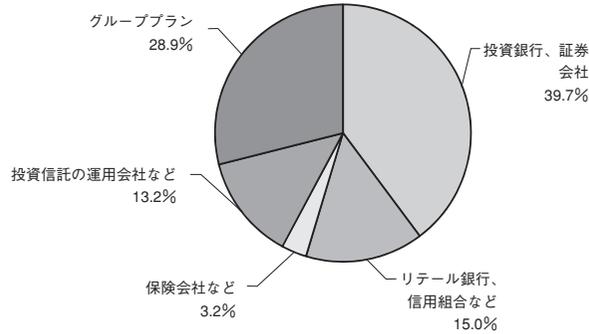
以下では、RESPを取り扱う金融機関の代表例として、TD Canada Trustの事例を紹介する。TD Canada Trustは、TD Bank Financial Groupのリテールバンキング部門であり、RESPの個人プランと家族プランを提供している機関である。

RESP口座を開設するためには、加入希望者が支店を訪問したり電話を通じて申請することになる。申込み時には、加入者と受益者の社会保険番号が必要であり、将来必要となる貯蓄額を推定し、予算に合った拠出スケジュールを選択し、個人プランと家族プランのいずれかから選択する。その際、加入者が受け取ることができる政府給付金も確認する。

TD Canada Trustが提供するRESP商品は、① TD Guaranteed Investment Certificates (GICs)、②TD Mutual Funds RESP、③TD Waterhouse RESPの三種類である。

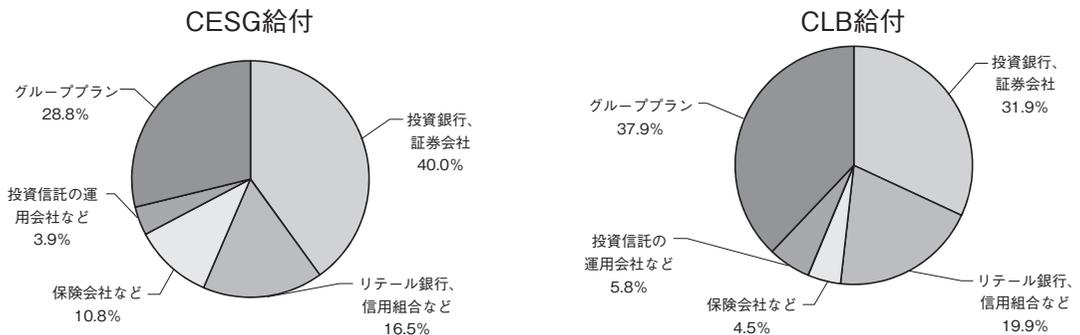
①はToronto-Dominion Bank (TD Canada Trust) が取り扱う。元本 (初回拠出額) が100%保証されるもので、固定金利もしくは変動金利のGICsを選ぶことができる。様々な投

(図表4) RESP取扱業者別のRESP資産残高シェア



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

(図表5) RESP取扱業者別のCESGとCLB給付シェア



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

資期間・金利の商品が用意され、フレキシブルな投資が可能である。手数料はかからない。

②はTD Asset Management Inc.が取り扱う。投資信託が中心であり、幅広い投資先を選択でき、積極運用の投資信託を通じてプロの運用の恩恵を享受することもできる。投資を行うにあたり、投資期間とリスク許容度についてのスコアを計算し、適切な商品を選ぶ指針として利用することができる。加入者自

身で単独もしくは複数の投資信託を組み合わせることもできるが、プロの運用マネージャーがTDの複数のファンドに分散投資するall-in-one投資ソリューションである、TD Comfort Portfoliosを選択することもできる。加入者は、TD Asset Management Inc.の投資信託販売業者であるTD Investment Services Inc.の登録投資信託販売員に相談して、目的に合った商品を選ぶことができる。

投資信託への初回拠出額は100カナダドルからであり、定期引き落としの場合には25カナダドルから利用できる。

③はTD Securities Inc.が取扱業者である。加入者は、非常に幅広い種類・投資先の運用商品から投資先を選択することができる。年間管理手数料は50カナダドルだが、口座残高が2万5,000カナダドル以上であれば手数料は免除される。

加入者がRESP口座資金を高等教育資金として引き出すには、引出申込み用紙と受益者の入学証明書類を提出して申請する。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示に基づいて資金が受益者に送付されることになる。

■ 5. おわりに

このようにRESPは、家計の大学教育資金作りの上で、重要な役割を果たしている。少額から利用できることや、運用益課税が繰延べられること、所得に応じた政府給付金が付与されることなど、余裕のある家計だけでなく幅広い所得・資産階層を支援するような制度設計となっている点が、制度普及の背景として指摘できる。もちろん、このような手厚い支援は、この制度がカナダの人口対策として子育て支援策の一環にも位置づけられることや、比較的安定した財政基盤があるからこそ可能になっているという一面もある。しかし、家計の教育資金作りに対して政府が（税

制優遇措置等により）支援するというスキーム自体は、カナダに限られるわけではない。OECDによれば、このようなスキームは米国をはじめ9か国で導入されており、子どもの教育のみならず社会人の高等教育や職業訓練にも利用されている。

またRESPは、1974年に導入されてから、家計の教育資金作りのために使い勝手の良い制度にするための工夫が重ねられてきたことも、注目に値しよう。その工夫の中には、連邦政府による支援の拡充に加えて、州政府による支援制度の導入もあり、国のみならず地方政府も協力して制度が整えられてきたことが挙げられる。また、子どもの教育資金をめぐる問題は、親自身の老後資金の確保と表裏一体をなす問題であるが、カナダではRESPを利用して子どもの高等教育のために築いた資産を、非課税のまま親自身の退職資金形成制度であるRRSPへ移管できるようになっている点も、この問題に対処するための制度設計上の工夫として注目されよう。

(注1) 大学、カレッジ、カナダ人的資源・技能開発省の認定校。海外校の場合は、高校卒業後に進学する大学相当の高等教育機関で13週間以上のコースがあるもの。

(注2) 高等教育資金として引き出された拠出元本は高等教育支払金 (Post-Secondary Education Payment; PSE) と表記される。